

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成26年10月23日(2014.10.23)

【公開番号】特開2013-71740(P2013-71740A)

【公開日】平成25年4月22日(2013.4.22)

【年通号数】公開・登録公報2013-019

【出願番号】特願2011-210417(P2011-210417)

【国際特許分類】

B 6 5 D 5/54 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 5/54 3 0 1 B

【手続補正書】

【提出日】平成26年9月5日(2014.9.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

角筒状の箱本体を構成する対向する一対の壁部の端縁のうち少なくとも何れか一方に連設した外フラップと、前記箱本体を構成する対向する他の一対の壁部の端縁に連設した一対の内フラップとを備え、前記内フラップ及び前記外フラップを前記箱本体の内側に順次折り曲げ、前記内フラップの表側に前記外フラップを貼り合わせて封緘する包装箱において、

前記外フラップは、先端縁中央付近に指挿入用開口部を形成するための易突き破り部を有し、

前記一対の内フラップは、前記箱本体の内側に折り曲げた際に互いの先端縁を突き合わせ得る寸法にて形成されるとともに、封緘時に前記易突き破り部に重畳する位置に設けられた切欠部と、前記内フラップの前端縁から所定距離離間した位置で前記切欠部を起点として前記前端縁の延在方向に沿って所定長さ延在する切り込み線と、を有することを特徴とする包装箱。

【請求項2】

前記外フラップは、角筒状の箱本体を構成する対向する一対の壁部の端縁に連設した一対の外フラップであり、少なくとも何れか一方の先端縁中央付近に指挿入用開口部を形成するための易突き破り部を有することを特徴とする請求項1に記載の包装箱。

【請求項3】

前記内フラップは、前記外フラップと貼り合わせるための接着剤の塗布領域が、前記切り込み線と隣接する位置に設定されていることを特徴とする請求項1または請求項2記載の包装箱。

【請求項4】

前記切り込み線は、ミシン目状の不連続線によって構成されていることを特徴とする請求項1乃至請求項3のいずれか一項に記載の包装箱。

【請求項5】

前記外フラップ及び前記内フラップは、前記角筒状の箱本体を構成する壁部の両端部における端縁に連設されたことを特徴とする請求項1乃至4のいずれか一項に記載の包装箱

。